

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の増加や、女性の社会進出などにより、かつては家族に支えられていた高齢者介護の担い手が、社会に求められるようになりました。こうした社会情勢の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が創設され、12年が経過しました。

介護保険制度の創設以来、サービス提供基盤の整備が着実に進み、サービス利用者が著しく増加するなど、介護保険制度はわが国の高齢期を支える制度として定着してきました。

本市の高齢化率は、平成23年10月1日現在で20.5%であり、平成26年には23.5%となる見込みです。また、近い将来には、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回ることが見込まれ、一層の高齢化の進行が予想されます。それに伴い要介護等認定者の増加や孤立のおそれのあるひとり暮らし高齢者の増加も予想されるため、更なるサービス提供基盤の整備が求められています。

近年では、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係法令の整備が進められており、平成23年には、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、新たにサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が開始されました。また、介護保険法が改正され、平成24年4月から、新たな地域密着型サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型サービスが創設されます。

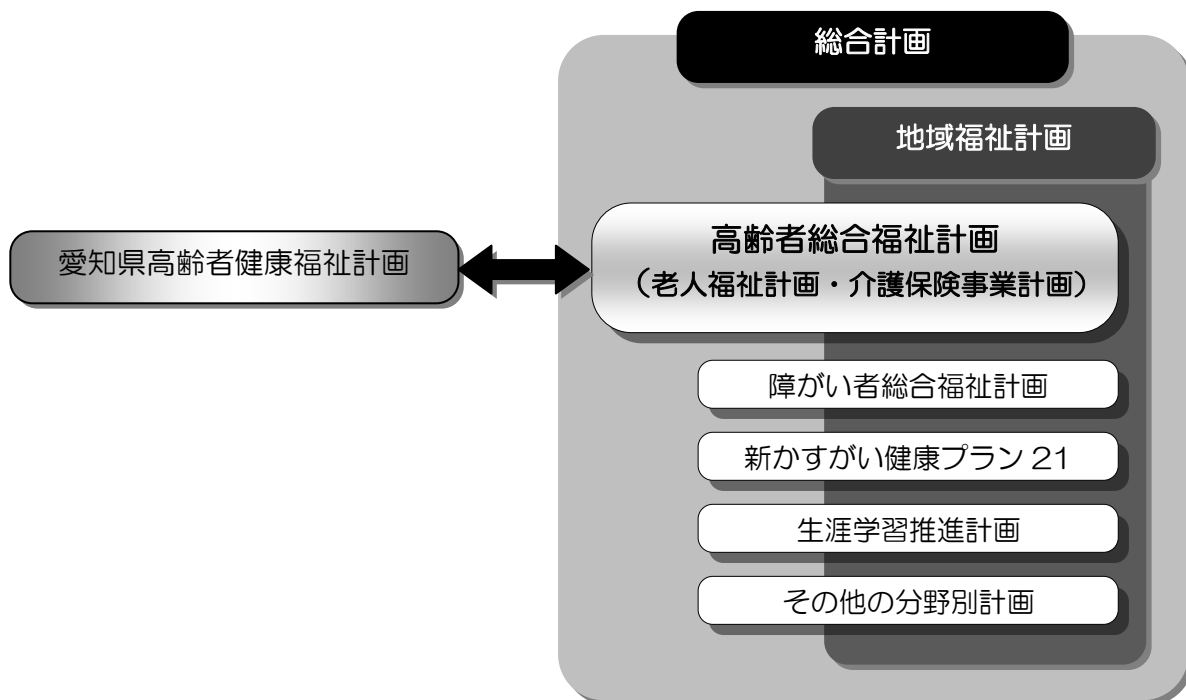
一方、サービス利用の大幅な伸びにより、介護給付費が増加し続けており、介護保険制度の持続可能性を確保することが課題となっています。

本市においては、要介護等認定者の増加や地域のニーズなどに適切に対応し、高齢者がいきいきと安心して暮らせる環境を整備するとともに、介護保険事業の円滑な推進を図るため、「第5次高齢者総合福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

改定にあたっては、第4次計画の基本的な考え方を継承し、連続性のある計画とするとともに、第五次春日井市総合計画を始めとする高齢者に関連する計画との整合を図っています。



3 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画です。

